

短期大学評価基準 新旧対照表 (案)

No.	新	旧	改定の理由
1	<p>目次(略)</p> <p>短期大学評価基準の趣旨 (略)</p> <p>短期大学評価基準の構造 (略)</p> <p>基準 I 建学の精神と教育の効果 (略)</p> <p>教育の効果を高めるためには、建学の精神と結び付いた教育の目的・目標、教育課程及び教育プログラム並びに学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、その結果に基づき教育が効果的に行われているかを検証しなければならない。査定（アセスメント）は「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」（以下、三つの方針という）の<u>関係を見直し整備するためのPDCA サイクルを含む系統的なもの</u>である。短期大学は、学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践から得られる量的・質的データを根拠とした学習成果の分析・評価を行い、目標・計画の向上・充実を図る恒常的かつ系統的な自己点検・評価活動を行わなければならない。</p> <p>A 建学の精神 (略)</p>	<p>目次(略)</p> <p>短期大学評価基準の趣旨 (略)</p> <p>短期大学評価基準の構造 (略)</p> <p>基準 I 建学の精神と教育の効果 (略)</p> <p>教育の効果を高めるためには、建学の精神と結び付いた教育の目的・目標、教育課程及び教育プログラム並びに学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、その結果に基づき教育が効果的に行われているかを検証しなければならない。査定（アセスメント）は「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」（以下、三つの方針という）の<u>関係を見直し整備するPDCA サイクル</u>である。短期大学は、学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践から得られる量的・質的データを根拠とした学習成果の分析・評価を行い、目標・計画の向上・充実を図る恒常的かつ系統的な自己点検・評価活動を行わなければならない。</p> <p>A 建学の精神 (略)</p>	<p>文言を適切な表現にした。</p>

短期大学評価基準 新旧対照表 (案)

<p>2</p>	<p><b>B 教育の効果</b>            教育の効果は、学習成果を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈して顕在化することで判定できる。            短期大学は、建学の精神に基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、学内外に示す。教育の効果を改善するための査定（アセスメント）には、<u>事実の評価、到達目標設定、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善</u>という継続的で系統的なPDCAサイクルを用いなければならない。            短期大学は、自己点検・評価の取り組みを通じて学習成果を向上・充実させ、学位授与においては、社会に対して、根拠に基づく質保証を示さなければならない。</p> <p><b>基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。</b>            (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。  <u>(2) 削除</u>  <u>(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。</u>  <u>(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。</u></p>	<p><b>B 教育の効果</b>            教育の効果は、学習成果を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈して顕在化することで判定できる。            短期大学は、建学の精神に基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、学内外に示す。教育の効果を改善するための査定（アセスメント）には、<u>事実の評価、到達目標設定、資源配分、実施、再評価</u>という継続的で系統的なPDCAサイクルを用いなければならない。            短期大学は、自己点検・評価の取り組みを通じて学習成果を向上・充実させ、学位授与においては、社会に対して、根拠に基づく質保証を示さなければならない。</p> <p><b>基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。</b>            (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。            (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標は学習成果を明確に示している。            (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。            (4) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。</p>	<p>文言を適切な表現にした。</p> <p>基準 I-B-2-(2)と重複しているので削除した。</p>
<p>3</p>	<p><b>基準 I-B-2 学習成果を定めている。</b>            (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。            (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。            (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。            (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。            (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。</p> <p>(略)</p>	<p>同左</p>	
<p>4</p>	<p><b>C 自己点検・評価</b>            (略)</p>	<p><b>C 自己点検・評価</b>            (略)</p>	



短期大学評価基準 新旧対照表 (案)

<p>活用している。</p> <p>(1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>①教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。</p> <p>②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。</p> <p>③教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。</p> <p>④教員は、学生による授業評価の結果を認識している。</p> <p>⑤教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。</p> <p>⑥教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。</p> <p>⑦教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。</p> <p>⑧教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。</p> <p>⑨教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。</p> <p>(2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。</p> <p>②事務職員は、所属部署の職務を通じて<u>学習成果の獲得に貢献</u>している。</p> <p>③事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。</p> <p>④事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。</p> <p>⑤事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。</p> <p>(3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。</p> <p>①図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。</p> <p>②教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。</p> <p>③教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。</p> <p>④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。</p> <p>⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。</p>	<p>活用している。</p> <p>(1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>①教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。</p> <p>②教員は、<u>学習成果の状況を適切に把握</u>している。</p> <p>③教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。</p> <p>④教員は、学生による授業評価の結果を認識している。</p> <p>⑤教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。</p> <p>⑥教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。</p> <p>⑦教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。</p> <p>⑧教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。</p> <p>⑨教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。</p> <p>(2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。</p> <p>②事務職員は、所属部署の職務を通じて<u>学習成果に貢献</u>している。</p> <p>③事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。</p> <p>④事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。</p> <p>⑤事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。</p> <p>(3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。</p> <p>①図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。</p> <p>②教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。</p> <p>③教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。</p> <p>④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。</p> <p>⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。</p>	<p>文言を適切な表現にした。</p> <p>文言を適切な表現にした。</p>
---	---	---

短期大学評価基準 新旧対照表 (案)

8	<p><b>基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。</b></p> <p>(1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。</p> <p>(6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の<u>速い</u>学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。</p> <p>(7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ 及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。</p> <p>(略)</p>	<p><b>基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。</b></p> <p>(1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。</p> <p>(6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の<u>早い</u>学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。</p> <p>(7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ 及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。</p> <p>(略)</p>	<p>文言を適切な表現にした。</p>
9	<p><b>基準Ⅲ教育資源と財的資源</b> (略) <b>A 人的資源</b> (略)</p> <p><b>基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。</b></p> <p>(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。</p> <p>(2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。</p> <p>(3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて<u>補助教員</u>等を配置している。</p> <p>(6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。</p>	<p><b>基準Ⅲ教育資源と財的資源</b> (略) <b>A 人的資源</b> (略)</p> <p><b>基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。</b></p> <p>(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。</p> <p>(2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。</p> <p>(3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて<u>補助教員</u>を配置している。</p> <p>(6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。</p>	<p>文言を適切な表現にした。</p>

短期大学評価基準 新旧対照表 (案)

10	<p>基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。</p> <p>(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。</p> <p>(2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。</p> <p>(3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。</p> <p>(4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。</p> <p>(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。</p> <p>(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。</p> <p>(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。</p> <p>(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。</p> <p>(9) FD 活動に関する規程を整備している。</p> <p>(10) 規程に基づいて、FD 活動を適切に行っている。</p> <p>(11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。</p> <p>(略)</p>	<p>基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。</p> <p>(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。</p> <p>(2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。</p> <p>(3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。</p> <p>(4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。</p> <p>(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。</p> <p>(6) 専任教員が研究を行う教員室、研究室等を整備している。</p> <p>(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。</p> <p>(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。</p> <p>(9) FD 活動に関する規程を整備している。</p> <p>(10) 規程に基づいて、FD 活動を適切に行っている。</p> <p>(11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。</p> <p>(略)</p>	<p>文言を適切な表現にした。</p>
11	<p>B 物的資源 (略)</p>	<p>B 物的資源 (略)</p>	

短期大学評価基準 新旧対照表 (案)

<p>12</p>	<p>C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 (略)</p> <p>基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。</p> <p>(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実に図っている。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。</p> <p>(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。</p> <p>(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。</p> <p>(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。</p> <p>(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。</p> <p><u>(8) 削除。</u></p> <p><u>(8)</u> 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。</p>	<p>C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 (略)</p> <p>基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。</p> <p>(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実に図っている。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。</p> <p>(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。</p> <p>(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。</p> <p>(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。</p> <p>(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。</p> <p><u>(8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術を向上させている。</u></p> <p><u>(9)</u> 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。</p>	<p>Ⅱ-B-1(3)の⑤と重複しているので削除した。</p>
-----------	---	--	---------------------------------

短期大学評価基準 新旧対照表 (案)

13	<p>D 財的資源 (略)</p> <p>基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。</p> <p>(1) 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。</p> <p>(2) 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。</p> <p>(3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。</p> <p>(4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。</p> <p>(5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。</p> <p>(6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。</p> <p>(7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。</p> <p>(8) 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。</p> <p>(9) 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。</p> <p>(10) <u>入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。</u></p> <p>(11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。</p> <p>(略)</p>	<p>D 財的資源 (略)</p> <p>基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。</p> <p>(1) 資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたり均衡している。</p> <p>(2) <u>消費収支</u>の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。</p> <p>(3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。</p> <p>(4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。</p> <p>(5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。</p> <p>(6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。</p> <p>(7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。</p> <p>(8) 教育研究経費は<u>帰属収入</u>の20%程度を超えている。</p> <p>(9) 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。</p> <p>(10) <u>定員充足率が妥当な水準である。</u></p> <p>(11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。</p> <p>(略)</p>	<p>学校法人会計基準の改正に伴い改定した。</p> <p>学校法人会計基準の改正に伴い改定した。</p> <p>文言を適切な表現にした。</p>
----	--	--	---

短期大学評価基準 新旧対照表 (案)

<p>14</p>	<p><b>基準IVリーダーシップとガバナンス</b> (略) 短期大学における最高意思決定機関は理事会である。理事長は、理事会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。また、教授会は学校教育法において、大学の重要事項を<u>審議し、学長に意見を述べる機関</u>として位置付けられている。 (略) <b>A 理事長のリーダーシップ</b> (略) <b>基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。</b> (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。 ①理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。 ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。 ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。 (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。 ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。 ②理事会は理事長が招集し、議長を務めている。 ③理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。 ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。 ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。 ⑥<u>削除。</u> ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。 (3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。 ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。 ②理事は、私立学校法第38条(役員を選任)の規定に基づき選任されている。 ③学校教育法第9条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、寄附行為に準用されている。</p>	<p><b>基準IVリーダーシップとガバナンス</b> (略) 短期大学における最高意思決定機関は理事会である。理事長は、理事会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。また、教授会は学校教育法において、大学の重要事項を<u>審議する機関</u>として位置付けられている。 (略) <b>A 理事長のリーダーシップ</b> (略) <b>基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。</b> (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。 ①理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。 ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。 ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。 (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。 ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。 ②理事会は理事長が招集し、議長を務めている。 ③理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。 ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。 ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。 ⑥<u>学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。</u> ⑦理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。 (3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。 ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。 ②理事は、私立学校法第38条(役員を選任)の規定に基づき選任されている。 ③学校教育法第9条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、寄附行為に準用されている。</p>	<p>学校教育法の改正に伴い改定した。</p> <p>IV-C-3-(10)と重複しているので削除した。</p>
-----------	---	--	--

短期大学評価基準 新旧対照表 (案)

15	<p><b>B 学長のリーダーシップ</b> (略)</p> <p>教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって短期大学の<u>教育研究活動について法令に定めるもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、意見を述べなければならない。</u></p> <p>基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。</p> <p>(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。</p> <p>①学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。</p> <p>②学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。</p> <p>③学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。</p> <p>(2) 学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。</p> <p>①教授会を審議機関として適切に運営している。</p> <p>②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。</p> <p>③学長は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で行う場合には、その規程を有している。</p> <p>④教授会の議事録を整備している。</p> <p>⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。</p> <p>⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。</p>	<p><b>B 学長のリーダーシップ</b> (略)</p> <p>教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって短期大学の<u>教育活動について重要な事項を審議、議決しなければならない。</u></p> <p>基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。</p> <p>(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。</p> <p>①学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。</p> <p>②学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。</p> <p>③学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。</p> <p>(2) 学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。</p> <p>①教授会を審議機関として適切に運営している。</p> <p>(新規)</p> <p>②教授会は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で行う場合には、その規程を有している。</p> <p>③教授会の議事録を整備している。</p> <p>④教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。</p> <p>⑤学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。</p>	<p>学校教育法の改正に伴い改定した。</p> <p>学校教育法の改正に伴い追加した。 文言を適切な表現にした。</p>
16	<p><b>C ガバナンス</b> (略)</p>	<p><b>C ガバナンス</b> (略)</p>	
17	<p>基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、<u>理事長を含め役員</u>の諮問機関として適切に運営している。</p> <p>(1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。</p> <p>(2) 評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している。</p>	<p>基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、<u>理事会</u>の諮問機関として適切に運営している。</p> <p>(1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。</p> <p>(2) 評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している。</p>	<p>文言を適切な表現にした。</p>

短期大学評価基準 新旧対照表 (案)

18	<p><b>基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。</b></p> <p>(1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。</p> <p>(2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。</p> <p>(3) 年度予算を適正に執行している。</p> <p>(4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。</p> <p>(5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。</p> <p>(6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。</p> <p>(7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。</p> <p>(8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。</p> <p>(9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。</p> <p>(10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。</p> <p>(略)</p>	同左	
19	<p><b>公立短期大学の評価基準</b></p> <p><b>公立短期大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。</b></p> <p>◆「<b>建学の精神</b>」は、「<b>設置の目的・使命</b>」に読み替える。</p>	(新規)	公立短期大学に不適合な評価基準について新たに適切な評価基準を定めた。

◆**基準Ⅲ テーマD 財的資源**

①公立大学法人の場合

基準Ⅲ-D-1(1)は、「資金収支及び事業活動収支」を「損益計算書」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1(2)は、「事業活動収支」を「損益計算書」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1(4)は、「学校法人」を「公立大学法人」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1(8)は、「帰属収入」を「経営収益」に読み替える。

②公立大学法人以外の場合

「基準Ⅲ-D-1」及び「基準Ⅲ-D-2」を次のとおりとする。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(1) 中・長期の事業計画に基づき毎年度予算が適切に立てられている。

(2) 支出予算は適切に執行され、効率的に使われている。

(3) 学内における予算配分状況及び手続きは適切である。

(4) 収入支出決算の会計処理は地方自治法等に基づき適正に行われている。

(5) 設置団体一般会計の一般財源に対する短期大学の経常費の割合は適切である。

(6) 専任教員及び学生1人当たりの経常費は適切である。

(7) 民間資金等外部資金の導入に努力している。

(8) 授業料の額は適正である。また、収入は予定どおりである。

基準Ⅲ-D-2 財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(1) 短期大学の将来像が明確になっている。

(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

(3) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設整備費）のバランスがとれている。

(4) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

◆**基準Ⅳ テーマA 理事長のリーダーシップ**

①公立大学法人の場合

「基準Ⅳ-A-1」を次のとおりとする。

基準Ⅳ-A-1 法令に基づき定められた定款に基づき公立大学法人の管理運営体制が確立している。

(1) 理事長は、公立大学法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

(2) 経営審議機関、教育研究審議機関は適切に運営されている。

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

②公立大学法人以外の場合

「基準Ⅳ テーマA 理事長のリーダーシップ」を削除する。

<p>◆<b>基準Ⅳ テーマC ガバナンス</b></p> <p>①公立大学法人の場合  <u>「基準Ⅳ-C-1」及び「基準Ⅳ-C-2」を次のとおりとし、「基準Ⅳ-C-3」を削除する。</u>  <u>基準Ⅳ-C-1 監事は定款の規定に基づいて適切に業務を行っている。</u>  <u>(1) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。</u>  <u>(2) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について、必要があると認めるときは理事長又は設立団体の長に意見を提出している。</u>  <u>(3) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事長に提出している。</u>  <u>基準Ⅳ-C-2 ガバナンスが適切に機能している。</u>  <u>(1) 公立大学法人及び短期大学は、中期目標・中期計画に基づいた毎年度の事業計画を適切に決定し、報告している。</u>  <u>(2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。</u>  <u>(3) 年度予算を適正に執行している。</u>  <u>(4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。</u>  <u>(5) 財務諸表は、公立大学法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。</u>  <u>(6) 監査法人の監査意見への対応は適切である。</u>  <u>(7) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。</u>  <u>(8) 学校教育法施行規則、地方独立行政法人法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務状況を公開している。</u>                  ②公立大学法人以外の場合  <u>「基準Ⅳ-C-1」を次のとおりとし、「基準Ⅳ-C-2」及び「基準Ⅳ-C-3」を削除する。</u>  <u>基準Ⅳ-C-1 ガバナンスが適切に機能している。</u>  <u>(1) 学長の選考は適切である。</u>  <u>(2) 短期大学運営の意思決定は適切である。</u>  <u>(3) 設置者との合意を図るシステムができています。</u>  <u>(4) 外部の意見を取り入れる仕組みができています。</u>  <u>(5) その他短期大学全体の管理運営体制と執行は適切である。また、今後の改善事項を確認している。</u>  <u>(6) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。</u> </p>		
--	--	--

短期大学評価基準 新旧対照表 (案)

20	選択的評価基準 <input type="checkbox"/> 教養教育の取り組みについて (略)	選択的評価基準 1. 教養教育の取り組みについて (略)	番号の削除
21	<input type="checkbox"/> 職業教育の取り組みについて (略)	2. 職業教育の取り組みについて (略)	番号の削除
22	<input type="checkbox"/> 地域貢献の取り組みについて (略)	3. 地域貢献の取り組みについて (略)	番号の削除

(備考)この基準は平成 27 年 7 月に改定し、平成 28 年度第三者評価から適用する。